

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の一部改正

平成 24 年 3 月 15 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則
第 1 条～第 2 条 (略)	第 1 条～第 2 条 (同 左)
(本文中に表示すべき事項及び表示順)	(本文中に表示すべき事項及び表示順)
第 3 条 (略)	第 3 条 (同 左)
2～3 (略)	(同 左)
<u>4 運用報告書作成に当たり、特別分配金(所得税法施行令(昭和 40 年 3 月 31 日政令第 96 号)第 27 条に規定するものをいう。以下同じ。)という用語を使用する場合は、「元本払戻金(特別分配金)」と表示するものとする。</u>	(新 設)
<u>5 公募追加型株式投資信託については、細則に定める「分配原資の内訳」を表示するものとする。</u> <u>なお、表示に当たっては、第 1 項第 3 号、第 18 号、第 20 号に定める項目のいずれかの項目に表示するものとする。</u>	(新 設)
(以下略)	(同 左)
附則	
1. この改正は、平成 24 年 6 月 1 日より実施し、実施日以降、決算の到来する投資信託の運用報告書から適用する。	
2. 前記 1. にかかわらず、正会員が当該実施日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。	